○総務省告示第四百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十日

総務大臣　野田　聖子

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)

政治団体の名称	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体			
代表者の氏名	会計責任者の氏名			
主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）			
届出年月日				
経綸の会	中山　恭子　高橋　陽一	東京都新宿区市谷本村町二―四	参議院議員	二九、九、二五
坂本史子と地域を耕す会	坂本　史子　坂本　史子	東京都目黒区中央町一―八―一一	衆議院議員	二九、九、二五

(ロ)

政治団体の名称	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
代表者の氏名	会計責任者の氏名		
主たる事務所の所在地	届出年月日		
しきしま会	杳澤　亮治　佐藤きみよ	東京都豊島区東池袋三―三四―七	二九、六、二九
政治結社政治経済調査会青嵐新報社	木村　清　松井　道夫	東京都八王子市大和田町一―一四	二九、九、一二
労働の解放をめざす労働者党	林　紘義　渡辺　宣信	東京都練馬区春日町一―一一―一二	二九、九、一九

○総務省告示第四百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十日

総務大臣　野田　聖子

(一)

政党				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
希望の党	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―四	東京都豊島区南池袋二―一二―八	二九、一一、一三
	代表者の氏名	玉木雄一郎	小池百合子	二九、一一、一四

(二)

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あかつき連盟	三宅　博樹	政治団体の名称	あかつき連盟	X機構	二九、九、一五
さかい学後援会	坂井　学	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町一四二	二九、九、四
政治経済懇話会全国連合会	名城　幸雄	主たる事務所の所在地	東京都多摩市乞田一二一六―三	東京都八王子市石川町一四一九―一	二九、八、三〇
		代表者の氏名	名城　幸雄	佐藤　光雄	
政治結社日清友の会	渡邊　祐二	会計責任者の氏名	渡邊　祐二	入澤　真人	二九、九、一四
	井坂　武	政治団体の名称	友の会	政治結社日正会	二九、九、一五
働くものの くらしを良くする会	柳谷　卓	会計責任者の氏名	久家比呂志	吉沢　進	
		代表者の氏名	柳谷　卓	源内　清孝	二九、九、六
		会計責任者の氏名	野田　真二	村上　浩規	
北陸税理士政治連盟	玉井　政利	代表者の氏名	玉井　政利	石黒　洋二	二九、九、八
		会計責任者の氏名	中村　茂和	中野　岳	
横綱塾	福原　未来	主たる事務所の所在地	三重県四日市市上海老町七七三―一	東京都新宿区歌舞伎町二―四二―一一	二九、九、一

○総務省告示第四百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十日

総務大臣　野田　聖子

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
政治結社日清全国人権推進会神奈川支部	渡邊　祐二	二九、九、一四	
	太田　博光	二九、八、一四	
タンポポ党	二川　智之	二九、八、三一	

○総務省告示第四百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂本　史子	衆議院議員坂本史子と地域を耕す会	東京都目黒区中央町一―八―一一	二九、九、二五

○総務省告示第四百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十日

総務大臣　野田　聖子

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
坂井　学	さかい学後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町一四二	二九、九、四

○財務省　農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　齋藤　健